

工事成績評定表の一部改正について

上記のことについて、工事成績評定表（公共建築工事及び解体工事）を府に準じた基準に一部改正することとします。

記

1 改正内容

1) 工事成績評定表（公共建築工事）の一部改正

よりの確な表現とするため一部文言整理を行います。

2) 工事成績評定表（解体工事）の改正

《主な改正点》

ア 考査項目細別の配点の見直し

イ 評定段階の細分化

- ・総括監督員：「地域への貢献」を 3 段階から 5 段階に細分化します。
- ・検査員：「出来形」、「品質」を 5 段階から 7 段階に細分化します。

ウ 評定対象項目及び解説

エ 市内企業への発注状況の評価

- ・元請での施工もしくは、施工調達で大部分（約 80%以上）を市内業者により下請で調達・・・10 点
- ・一部（下請工事費総額の約 80%～30%）を市内業者で調達・・・5 点
- ・市外業者（下請工事費総額の約 30%未満は市内）より調達・・・0 点

2 適用日 平成 27 年 7 月 1 日